

淡路市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、淡路市広告掲載要綱(平成19年告示第5号。)第4条第2項に規定する広告の範囲その他必要な広告掲載の基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制する業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定され、又は青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)の規定により制限される業種
- (2) 風俗営業に類似した業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) たばこに関する業種
- (5) ギャンブルに関する業種
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (8) 占い又は運勢判断に関する業種
- (9) 興信所、探偵事務所その他私的な秘密事項の調査に関する業種
- (10) 結婚相談所又は交際紹介業
- (11) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者(不用品を買い取り、又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収する事業者も該当する。)
- (13) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第

- 154号)による再生・更正手続中の事業者
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社又はこれらの関連事業者
 - (15) 市税を滞納している事業者
 - (16) 淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)の規定により指名停止の措置を受けている事業者
 - (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (18) 各種法令に違反しているもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告掲載を行わない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
 - イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - キ 人事募集に係るもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれがあるもの
 - サ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大表現(誇大広告)及び根拠のない表示並びに誤解を招くような表現をするもの
例:「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等(掲載に際しては、根拠資料を必要とする。)
 - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表現をするもの
例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品若しくはサービスを推奨し、保証し、又は指定しているような表現をするもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告の内容にまったく関係がなく、必然性がないもの。ただし、出品作品の一例、広告の内容に関連する等を表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力若しくは犯罪を肯定し、又は助長するような表現をするもの
 - ウ 残酷な描写等の善良な風俗に反するような表現をするもの
 - エ 暴力若しくはわいせつ性を連想し、又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(庁舎等の施設を利用した広告に関する基準)

第6条 庁舎等の施設を利用した広告の内容、デザイン等が次のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性の劣るもの
- (5) 意味が不明なもの又は公衆に不快の念を与えるもの

(業種ごとの基準)

第7条 広告媒体を主管する課等は、掲載の都度、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。この場合において、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、直接、関係法令等を所管する課等又は機関に相談するものとする。

- (1) 語学教室等

習得の安易さ並びに授業料及び受講料の安さを強調する表現のものは、広告掲載できない。

例：「1か月で確実にマスターできる」等

- (2) 学習塾、予備校及び専門学校

(ア) 合格率等の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する(確実な根拠資料を必要とする。)

(イ) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及

び施設が不明確なものは、広告掲載を行わない。

(3) 外国大学の日本校

(ア) 日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示する。

例：「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(4) 資格講座

(ア) 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。

例：「この資格は、国家資格ではありません。」

(イ) 「行政書士講座」等の講座には、その講座を受講するだけで国家資格が取得できるような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(ウ) 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料若しくは機材の売付け又は資金集めを目的としているものは、広告掲載を行わない。

(エ) 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表現はできない。

(5) 病院、診療所及び助産所

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第69条若しくは第71条又は獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により、広告できる事項以外は、一切広告できない。

(イ) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はできない。

(ウ) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告はできない。

(エ) 広告する治療方法については、疾病等が完全に治癒される等、その効果を推測的に述べる表現はできない。

(オ) 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真その他医療に密接に関わるものは広告掲載を行わない。

(カ) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマーク及び名称は、自由に用いることができない。

(キ) 不明な点は、関係機関へ確認する。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）

(ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により、広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (イ) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、広告掲載を行わない。
- (ウ) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティシャン等）は、広告掲載できないため、業務内容を必ず確認する。
- (エ) 不明な点は、関係機関へ確認する。
- (7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）
 - (ア) 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定により、広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - (イ) 広告掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告の内容についての了解を得ていなければならない。
- (8) 健康食品、保健機能食品及び特別用途食品
 - (ア) 広告掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告の内容についての了解を得ていなければならない。
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者の福祉サービス
 - (ア) サービス全般（老人保健施設は除く。）
 - (ア) 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いてはならない。
 - (イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (ウ) サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - (イ) 老人保健施設
介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - (ウ) 有料老人ホーム
 - (ア) 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示する。
 - (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - (ウ) 「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないものであること。
- (10) 有料老人ホームの紹介業
 - (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - (イ) 利用に当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

- (10) 墓地等
(ア) 市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記する。
- (11) 不動産事業
(ア) 広告掲載主体に関する表示は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
(イ) 不動産の売買又は賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。
(ウ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定された住宅性能表示制度の適用を受けていない住宅の売買の広告はできない。
(エ) 不動産の表示に関する公正競争規約（昭和63年公正取引委員会告示第3号）による表示規制に従うものであること。
(オ) 新築共同住宅の売買の広告には、建設工事を請け負った建設業者名を明記する。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項の規定により、一括下請負をした場合には、実際に施工した建設業者名も明記しなければならない。
(カ) 契約を急がせるような表示はできない。
例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
(キ) 開発許可又は建築確認を受けていない物件のシリーズ広告若しくは予告広告はできない。
- (12) 弁護士、税理士、公認会計士等
(ア) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者の表示はできない。
- (13) 旅行業
(ア) 登録番号、所在地、補償の内容等を明記する。
(イ) 不当な表示に注意する。
例：「白夜でない時期の白夜旅行」、「行程にない場所の写真」等
- (14) 通信販売業
(ア) 会社の概要、商品カタログ等を検討し、市が妥当と判断したものに限り広告掲載する。
(イ) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する表示事項は、すべて表示する。
- (15) 雑誌、週刊誌等
(ア) 適正な品位を保った広告であること。
(イ) 見出し、写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快の念を与えないものであること。
(ウ) 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言又は写真）がないものであること。

- (エ) 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
 - (オ) タレント等の有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
 - (カ) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
 - (キ) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示できない。
 - (ク) 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。
- (16) 映画、興業等
- (ア) 暴力、ギャンブル、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは、広告掲載を行わない。
 - (イ) 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは、広告掲載を行わない。
 - (ウ) いたずらに好奇心に訴えるものは、広告掲載を行わない。
 - (エ) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は、広告掲載できない。
 - (オ) 大多数の人が嫌悪感を抱くようなデザインは使用しない。
 - (カ) アからオまでに掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは、広告掲載を行わない。
 - (キ) 年齢制限等、一部の規制を受けるものは、その内容を表示する。
- (17) 古物商、リサイクルショップ等
- (ア) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に定める一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例：「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等
- (18) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- (ア) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
 - (イ) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告はできない。
- (19) 募金等
- (ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第73条に定める社会福祉事業のための寄附金募集に限る。
 - (イ) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示する。
例：「募金は、知事の許可を受けた募金活動です。」
- (20) 質屋及びチケット等再販売業
- (ア) 個々の相場、金額等の表示はできない。

例：「 のバック 100,000 円」等

(イ) 有利さを誤認させるような表示はできない。

(21) トランクルーム及び貸し収納業者

(ア) 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームである旨を必ず表示する。

(イ) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は、使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示する。

例：「当社の は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(22) ウイークリーマンション等

(ア) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(23) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

(ア) 第4条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその広告掲載を認める。

(24) 宝石販売業

(ア) 虚偽の表現に注意する。

例：「メーカー希望小売価格の50%引き（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）」等

(25) 酒類製造販売業

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

例：「お酒、飲酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現はできない。

例：「お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿」等

(26) 表示についての注意事項

(ア) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明記する。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(イ) 比較広告（根拠資料を必要とする。）

主張する内容が、客観的に実証されていること。

(ウ) 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合には、その旨を明記する。

例：「昼食代は、実費負担」、「入会金は、別途必要」等

(エ) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

(ア) 広告を掲載する事業者の法人格及び法人名を明記する。

(イ) 広告を掲載する事業者の所在地及び連絡先の両方を明記する。連絡先については、固定電話とし、携帯電話又はPHSのみの表示は認めない。

(ウ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするため、代表者

名を明記する。

(オ) 肖像権及び著作権

無断使用がないかを確認する。

(カ) 個人輸入代行業等の個人営業広告

この基準は、平成19年1月18日から施行する。